



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年8月29日金曜日 第640号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（自然保護課）… 647

## 告 示

- 落札者等の告示……………（総合政策課官民共創推進室）… 648
- 知事指定薬物の指定……………（薬務衛生課）… 648
- 保安林予定森林にする旨の通知（2件）……………（森林整備課）… 648
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（東予地方局地域福祉課）… 649
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ ）… 649
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ ）… 649
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 649
- 道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 649
- 水域施設等の改良の届出……………（東予地方局今治土木事務所）… 650
- 落札者等の告示……………（教育総務課施設厚生室）… 650

## 公 告

- 技能検定の合格者……………（労政雇用課）… 650

## 公営企業公告

- 人工呼吸器の購入……………（公営企業管理局総務課）… 652

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第33号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                                                                                                                                                              | 改 正 前                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為）</p> <p><b>第5条</b> 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1）～（3） 省略</p> <p>（4） 政令第3条 に掲げる行為のうち、次に掲げるもの<br/>ア～ス 省略</p> | <p>（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為）</p> <p><b>第5条</b> 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1）～（3） 省略</p> <p>（4） 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為<br/>ア～ス 省略</p> |

### 附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

## 告 示

## ○愛媛県告示第802号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 随意契約に係る特定役務の名称及び数量      | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                       | 随意契約の相手方を決定した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                                                                  | 随意契約に係る契約金額  | 随意契約にした理由                                                   |
|-------------------------|-----------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------|
| 愛媛県新第二別館官民共創拠点整備委託業務 一式 | 愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課官民共創推進室<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和7年6月30日      | N T Tファシリティーズ・西日本電信電話・日本メックス特定共同企業体代表企業 株式会社N T Tファシリティーズ<br>大阪府大阪市西区土佐堀一丁目4番14号 | 497,497,000円 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による |

## ○愛媛県告示第803号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和7年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 薬物の名称

- (1) (8 R) - 1 - ベンゾイル - N, N - ジエチル - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1 B z - L S D

- (2) t e r t - ブチル 3 - [ 2 - (ジメチルアミノ) エチル ] インドール - 1 - カルボキシレート及びその塩類

【通称名】N B o c - D M T、N B - D M T

- (3) (4 S, 5 S) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン、(4 R, 5 R) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン及びそれらの塩類

【通称名】4 F - 4 - M A R、4 - f l u o r o - 4 - M e t h y l a m i n o r e x、p a r a - f l u o r o - 4 - m e t h y l a m i n o r e x、4 F - M A R、4 - F P O

## 2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

## 3 効力発生の日

令和7年8月30日

## ○愛媛県告示第804号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 保安林予定森林の所在場所

大洲市菅田町大竹字入道ヶ谷乙1の2、菅田丙684の1、丙684の2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大竹字入道ヶ谷乙1の2、菅田丙684の1、丙684の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第805号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町中川2303の1から2303の3まで、2308から2310まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中川2303の3・2308から2310まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第806号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年8月29日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所  |                      | 廃止年月日     | サービスの種類 |
|------------------------|--------------|----------------------|-----------|---------|
|                        | 名称           | 所在地                  |           |         |
| 株式会社ニチイ学館              | ニチイケアセンター今治西 | 愛媛県今治市野間甲1208 大澤テナント | 令和7年6月30日 | 訪問介護    |

## ○愛媛県告示第807号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和7年8月29日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 事業者番号      | 指定障害福祉サービス事業者  |                   |         | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定障害福祉サービス事業所 |                  | 指 定<br>年 月 日 |
|------------|----------------|-------------------|---------|---------------|---------------|------------------|--------------|
|            | 氏名又は名称         | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名  |               | 名称            | 所在地              |              |
| 3810200877 | 社会福祉法人 S i g n | 愛媛県今治市八町東6丁目4番22号 | 正 岡 弘 樹 | 就労継続支援（B型）    | 多機能型事業所プリズム   | 愛媛県今治市馬越町3丁目2番2号 | 令和7年7月1日     |

## ○愛媛県告示第808号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年8月29日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

| 事業者番号      | 指定障害福祉サービス事業者 |                    |         | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 |               | 廃 止<br>年 月 日 |
|------------|---------------|--------------------|---------|---------------|--------------------|---------------|--------------|
|            | 氏名又は名称        | 主たる事務所の所在地         | 代表者の氏名  |               | 名称                 | 所在地           |              |
| 3810200950 | 株式会社 ニチイ学館    | 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 | 中 川 創 太 | 居宅介護          | ニチイケアセンター今治西       | 愛媛県今治市野間甲1208 | 令和7年6月30日    |
| 3810200950 | 株式会社 ニチイ学館    | 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 | 中 川 創 太 | 重度訪問介護        | ニチイケアセンター今治西       | 愛媛県今治市野間甲1208 | 令和7年6月30日    |

## ○愛媛県告示第809号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号         | 許可年月日     | 商号又は名称        | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地       | 取消年月日     | 取り消した建設業の種類               | 取消しの原因となった事実 |
|--------------|-----------|---------------|-------|------------------|-----------|---------------------------|--------------|
| （般－4）第18843号 | 令和4年6月28日 | ウシオマテックス(株)   | 武内 眞  | 今治市クリエイティブビルズ5－3 | 令和7年7月11日 | 管工事業<br>内装仕上工事業<br>熱絶縁工事業 | 建設業の廃止       |
| （般－4）第16991号 | 令和4年4月16日 | シンエイメンテナンス(株) | 亀田 春近 | 新居浜市船木甲2982－38   | 令和7年7月29日 | 電気工事業                     | 建設業の廃止（一部）   |

## ○愛媛県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名     | 区 間                                   | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員     | 延 長             | 備 考 |
|-------|-----------|---------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 壬生川新居浜野田線 | 四国中央市土居町天満1633番1地先から<br>同町燕崎376番1地先まで | 旧        | メートル<br>7.9～19.3 | キロメートル<br>0.655 |     |
|       |           | 四国中央市土居町天満1633番1から<br>同町燕崎376番1まで     | 新        | 9.7～19.3         | 0.655           |     |

○愛媛県告示第811号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の3第1項の規定に基づき、次のとおり水域施設等の改良の届出があった。

令和7年8月29日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社新来島どっく

今治市大西町新町甲945番地

代表取締役 森 克司

2 水域施設等の所在する水域の範囲

今治市大西町新町甲945番地先海面

3 水域施設等の種類、規模及び構造

| 種 類     | 規 模 及 び 構 造                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 係 留 施 設 | 今回延長部 100メートル<br>（既設部385メートルと併せて使用）<br>水深 -8.0m<br>鋼管杭式栈橋構造 |

4 係留施設の係留能力

最大60,000DWT級

5 水域施設等の改良の工事の開始及び完了の予定期日

（1）工事の開始予定期日 令和7年9月1日

（2）工事の完了予定期日 令和8年9月30日

6 水域施設等の使用及び管理の計画

新造船の艀装栈橋として使用し、維持管理のため、届出者において監視・検査を行う。

○愛媛県告示第812号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る物品等の名称及び数量      | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                      | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所                   | 落札金額               | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日    |
|----------------------|----------------------------------------------|-----------|------------------------------|--------------------|---------------|----------|
| パソコンネットワーク学習システムの借入れ | 愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和7年8月19日 | 四国通建株式会社<br>今治市南大門町一丁目1番地の15 | 4,796,000円<br>（月額） | 一般競争入札        | 令和7年7月4日 |

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和7年6月29日から8月10日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和7年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3級

| 受 検 番 号         | 受 検 番 号         | 受 検 番 号         | 受 検 番 号      | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|---------|---------|
| A 甲 1<br>A 甲 10 | A 甲 2<br>A 甲 11 | A 甲 3<br>A 甲 14 | A 甲 4<br>C 1 | A 甲 5   | A 甲 9   |

## 機械加工（普通旋盤作業）

3級

| 受 検 番 号        | 受 検 番 号      | 受 検 番 号      | 受 検 番 号      | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|---------|---------|
| A 甲 1<br>A 甲 8 | A 甲 2<br>B 1 | A 甲 3<br>B 2 | A 甲 5<br>B 3 | A 甲 6   | A 甲 7   |

## 機械加工（フライス盤作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|
| C 1     | C 2     |

## 機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

| 受 検 番 号                            | 受 検 番 号                            | 受 検 番 号                             | 受 検 番 号                             | 受 検 番 号                   | 受 検 番 号                   |
|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| A 甲 2<br>A 甲 8<br>A 甲 15<br>A 甲 21 | A 甲 3<br>A 甲 9<br>A 甲 16<br>A 甲 22 | A 甲 4<br>A 甲 10<br>A 甲 17<br>A 甲 23 | A 甲 5<br>A 甲 11<br>A 甲 18<br>A 甲 24 | A 甲 6<br>A 甲 12<br>A 甲 19 | A 甲 7<br>A 甲 14<br>A 甲 20 |

## 機械検査（機械検査作業）

3級

| 受 検 番 号      | 受 検 番 号      | 受 検 番 号      | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|--------------|--------------|--------------|---------|---------|---------|
| A 甲 4<br>B 1 | A 甲 5<br>C 1 | A 甲 6<br>C 2 | A 甲 7   | A 甲 8   | A 甲 9   |

## 電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

| 受 検 番 号        | 受 検 番 号        | 受 検 番 号         | 受 検 番 号      | 受 検 番 号      | 受 検 番 号 |
|----------------|----------------|-----------------|--------------|--------------|---------|
| A 甲 1<br>A 甲 8 | A 甲 2<br>A 甲 9 | A 甲 3<br>A 甲 10 | A 甲 5<br>B 1 | A 甲 6<br>C 1 | A 甲 7   |

## シーケンス制御（シーケンス制御作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|
| A 甲 1   | A 甲 2   |

## 建築大工（大工工事作業）

3級

| 受 検 番 号                  | 受 検 番 号                   | 受 検 番 号                   | 受 検 番 号                   | 受 検 番 号                | 受 検 番 号         |
|--------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------|
| A 甲 1<br>A 甲 8<br>A 甲 19 | A 甲 2<br>A 甲 13<br>A 甲 20 | A 甲 3<br>A 甲 14<br>A 甲 22 | A 甲 4<br>A 甲 15<br>A 甲 23 | A 甲 5<br>A 甲 17<br>B 1 | A 甲 6<br>A 甲 18 |

左官（左官作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 1   | A 甲 2   | A 甲 3   | A 甲 4   | A 甲 5   | A 甲 6   |
| A 甲 7   | A 甲 8   | A 甲 9   | A 甲 10  | A 甲 11  | A 甲 12  |
| A 甲 13  | A 甲 14  | A 甲 15  | A 甲 16  | A 甲 17  | A 甲 18  |
| A 甲 19  | A 甲 20  | A 甲 21  | A 甲 22  | A 甲 23  | A 甲 24  |
| A 甲 25  | A 甲 26  | A 甲 27  | A 甲 28  | A 甲 29  | A 甲 30  |
| A 甲 31  | A 甲 32  | B 1     |         |         |         |

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 1   | A 甲 2   | A 甲 3   | A 甲 4   | A 甲 5   | A 甲 6   |
| A 甲 7   | A 甲 8   | A 甲 9   | A 甲 10  | A 甲 12  | A 甲 13  |
| A 甲 14  | A 甲 15  | A 甲 16  | A 甲 17  | A 甲 18  |         |

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年8月29日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 入札に付する事項

(1) 件名

人工呼吸器の購入

(2) 購入物品名及び数量

人工呼吸器 5式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和8年2月13日（金）

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F

電話番号 (089)912-1000 内線4623

又は (089)912-2794

(2) 入札書の受領期限

10月8日（水）午前9時から同月10日（金）午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年10月10日（金）午後1時30分

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
  - (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき9月26日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
要
  - (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
  - (7) その他  
ア 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。  
イ 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Ventilator, 5 set
  - (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 10 October 2025
  - (3) For further information, please contact : Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan.  
TEL 089-912-2794